

現物給与と源泉所得税

会社や個人事業主が人を雇用した場合には、支給する給与について、その支払の都度、支払金額に応じた所得税を源泉徴収し、支払った月の翌月10日までに国に納付しなければなりません。また、年末には、年末調整という作業も加わります。ここで注意したいのは、現金で支給したものはもちろんのこと、現物で支給したものでも税務上は給与とされる場合は、源泉徴収を行う必要があります。

(1)考え方

給与所得を有する者が、その使用者から受けた金銭以外のもの（経済的利益を含む）で、職務の性質上欠くことのできないもので政令に定めるものは、非課税とされます。非課税となる現物給付には、次のようなものがあります。

① 職務の性質上制服を着用すべき人がその使

ナマの税務相談室

Q このたび兄弟間の遺産未分割問題が2年越しに解決し、ほっとしています。

A それはよかったです
ね。一時はどうなるのか心配しました。

Q やはり、土地の問題でのやりとりが難しく難航いたしました。

A 土地は大切な恒久財産ですし、お互いに配偶者がいますからその思惑もありますからね。

Q 一筆の土地をどのように分割するかがボイントでした。正面と裏面が道路に面している空閑地ですが、どちらの道路側を取得するか、お互いに主張がコロコロ変わり纏まるのに時間がかかり過ぎました。

A それにしても、随分時間がかかりましたね。

Q お恥ずかしい話ですが他にも主張の違いがあり、この分割に際し結局、兄弟がそ

よくある遺産の未分割問題

それぞれ自分の顧問弁護士に相談したものですから時間も費用もかかりました。

A 今後の税務上の問題として、土地の評価

を再度行い、未分割で申告の際に適用を受けられなかった小規模宅地の評価減等を織り込んで更正の請求等の申告を行わなければなりませんね。その手続きは、分割協議の確定後4ヶ月以内に税務申告を行わなければなりません。

Q 確認のためにもう一度、その土地の評価についてご説明して下さい。

A 未分割の時は一筆の土地を一画地として評価して申告しましたが、分割されると各人が分割取得した部分をそれぞれ一画地として計算いたします。なお、分割後の画地が宅地としての通常の用途に供することができないなどその分割が著しく不合理であると認められるときは、その分割前の画地を「一画地の宅地」として評価します。

ナマの税務相談室